公用車給油用クレジットカード等使用契約
企画提案募集要領

本業務は、埼玉県の公用車のガソリンの調達や高速道路の利用の際に、「給油用クレジットカード」及び「ＥＴＣカード」によって、ガソリン調達事務等の効率化を図ることを目的とする。

この企画提案競技では、公用車給油用クレジットカード等使用契約を締結するにあたり、専門的ノウハウに基づく優れた企画を募集する。

１　契約名

公用車給油用クレジットカード等使用契約（仮）

２　クレジットカード使用予定枚数

使用予定枚数　：　給油用クレジットカード/約２，４００枚

（県：約１２０課所８００枚　県警察本部：約９０課所１，６００枚）

ＥＴＣカード/約６３０枚

（県：約１８０枚　県警察本部：約４５０枚）

３　契約の概要

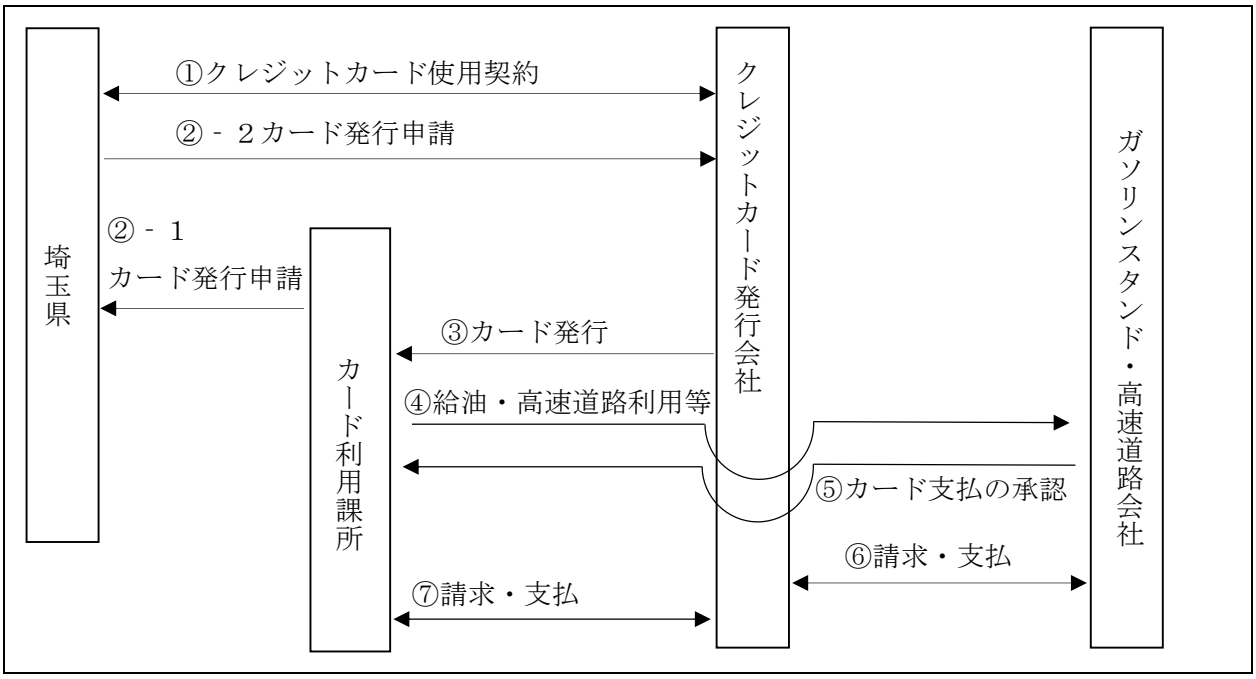

４　契約期間（カード使用期間）

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日

※令和９年度以降において歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとする。

５　提案上限額

３３，０００円／年（消費税及び地方消費税を含む。）

※審査に用いる審査基準額はこの額の範囲内で別途定める。

６　参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）業務仕様書を全て満たすこと。

（２）国又は地方公共団体との契約履行実績があること。

（３）次のアからカまでのいずれも満たすこと。

ア 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和３９年埼玉県規則第１８号）第９１条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けていること。

エ 本件企画提案競技の募集開始から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の募集開始から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

カ 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

７　スケジュール

日　　程	内　　容
１１月２４日（火）	公募開始
１１月３０日（月）午後５時	質問の受付期限
１２月　３日（木）まで	質問に対する回答（県）
１２月　７日（月）午後５時	企画提案競技参加申込書提出期限
１２月１７日（木）午後５時	企画提案書等の提出期限
１２月２３日（水）予定	書面審査
１２月２４日（木）予定	結果公表

８　質問受付及び回答

企画提案競技に関する質問がある場合は、以下により「【様式第１号】質問票」を提出すること。

（１）受付期間

公募開始から令和８年１１月３０日（月）午後５時（必着）まで

（２）提出方法

「17　担当窓口・提出先」あてに、電子メールにより送信すること。メールの件名は「【質問票】公用車給油用クレジットカード等使用契約」とすること。

また、メール送信後、速やかに電話で連絡し、メール到達の確認を受けること。

なお、受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は受け付けない。ただし、企画提案競技の事務手続に関する質問はこの限りではない。

（３）質問に対する回答

令和８年１２月３日（木）までに、埼玉県ホームページに掲載する。

９　企画提案競技参加申込

（１）参加申込手続

①～⑥について、電子データにより提出すること。

① 【様式第２号】　企画提案競技参加申込書

② 【様式第３号】　会社概要

③ 様式第３号の付属書類（会社概要がわかるパンフレット等）

④ 【様式第４号】　業務実施体制

⑤ 【様式第５号】　参加資格を満たす旨の誓約書

⑥ 【様式第６号】　委任状 ※

※企画提案の参加者とカード発行者（契約締結会社）が異なる場合のみ提出

（２）提出期間

公募開始から令和８年１２月７日（月）午後５時（必着）まで

（３）提出方法

「17 担当窓口・提出先」あてに、電子メールにより提出すること。メールの件名は「【参加申込】公用車給油用クレジットカード等使用契約」とすること。

また、メール送信後、速やかに電話で連絡し、メール到達の確認を受けること。

10　企画提案書等の提出

（１）提出上の留意点

企画提案書の様式は任意とするが、Ａ４判横長とし、横書きで記載、ページ番号を付与すること。構成は次の①～⑤を満たすこと。

① 正本の表紙には、表題（「公用車給油用クレジットカード等使用契約企画提案書」）、応募者の会社名、所在地、代表者名、担当者名、連絡先（電話・メールアドレス）を記載すること。

② 表紙、目次を除き、全体で２０ページ以内とすること。

③「評価項目一覧」に記載した各項目・提案依頼事項について、その項番を付しその対応方法等を記述すること。

④ 企画提案書には表紙を除いて、会社名、ロゴマークなど提案者を特定できる表示は記載しないこと。

⑤ 費用に係る提案は、クレジットカード、ＥＴＣカードの枚数によらず、総額で提案すること。（例：〇円／枚、のような提案はできない）

（２）提出期限

令和８年１２月１７日（木）午後５時（必着）まで

（３）提出方法

「17 担当窓口・提出先」あてに、電子メールにより提出すること。メールの件名は「【企画提案書提出】公用車給油用クレジットカード等使用契約」とすること。

また、メール送信後、速やかに電話で連絡し、メール到達の確認を受けること。

（４）その他留意事項

① 提出できる提案は、１参加者につき１件までとする。

② 企画提案書の提出後は、修正、差し替え等は認めない。ただし、必要に応じ、追加資料の提出などの補正を求めることがある。これに応じない参加者は失格とする。

③ 業務仕様書を十分理解し、県の要求を確実に実現でき、かつ、その履行が担保できる提案内容とすること。

④ 提出された企画提案書の一切を返却しない。県は提出された書類をこの企画提案競技の審査目的以外には使用しない。

11　契約先候補者の選定方法

本業務における契約先候補者は、以下のとおり選定する。

（１）書面審査

① 提案者の企画提案書を評価項目に沿って審査する。

② 当該審査の結果、総得点が最も高かった提案者を契約先候補者とする。

（２）次に該当する者は失格とする

① 企画提案競技参加者のうち、参加資格を満たしていない者

② 消費税及び地方消費税を含めた額について、提案上限額を超えた金額を提案した者

③ 企画提案書について、評価項目にある各項目の記載が無い者

なお、企画提案書等を提出した者が１者の時は、提案内容を総合的に審査し、本業務の契約先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を契約先候補者として選定する。

12　契約先候補者の選定基準

本件企画提案競技における契約先候補者の選定基準については、別添「審査基準書」及び「評価項目一覧」を参照すること。

13　選定結果

令和８年１２月２４日（木）（予定）に県ホームページにて公表するとともに、参加者へ電子メールで通知する。

また、本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。

（１）実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法

（２）参加した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）

（３）審査基準に係る審査項目

（４）全事業者の得点

14　契約の締結

選定された契約先候補者は、具体的な事業内容を県と協議し、本契約を締結するものとする。なお、立会人型電子契約による契約を予定している。

また、契約の締結は埼玉県と埼玉県警察本部と別々に行うこととする。

契約締結日については、令和９年度当初予算の議決日以後とする。当初予算の議決が得られないときは契約を締結しないことがある。

なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

選定された契約先候補者と契約が締結できない場合、次順位の者と協議を行う。

15　その他留意事項

（１）この企画提案競技に関して要したすべての費用は、参加者の負担とする。

（２）埼玉県が提供した資料等については、この企画提案競技及び契約以外の目的で使用することは禁止する。

（３）企画提案競技に関し、不正行為や虚偽の申請が認められた場合は参加申込を無効とする。

16　配布資料

（１）募集要領及び業務仕様書

（２）【様式第１号】質問票

（３）【様式第２号】企画提案競技参加申込書

（４）【様式第３号】会社概要

（５）【様式第４号】業務実施体制

（６）【様式第５号】参加資格を満たす旨の誓約書

（７）【様式第６号】委任状

（８）審査基準書

（９）評価項目一覧

（10）別紙資料　本募集に関するＱ＆Ａ

17　担当窓口・提出先

（名 称）埼玉県出納総務課　自動車管理・運転担当

（所在地）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号（埼玉県庁別館２階）

（電話番号）０４８－８３０－５７２２（直通）

（メールアドレス）a5710-08@pref.saitama.lg.jp

業務仕様書

埼玉県を甲、給油用クレジットカード発行会社を乙とする。

１　乙は、甲の指示する機関が、令和９年４月１日から給油用クレジットカードを使用できるようにする。なお、カードは、プラスティック製で、表面又は裏面に組織名及び符号等が表示され、ガソリン等の調達の事務処理に用いる情報が電磁的に記録され、確認できるものとする。

２　甲は、１の給油用クレジットカードについて、ガソリンスタンドにおける公用車へのレギュラーガソリン、ハイオクガソリン及び軽油の給油等の料金支払において利用する。

３　乙は、給油用クレジットカードとは別に、甲の指示する機関が、ＥＴＣ（電子料金収受システム）カードを令和９年４月１日から使用できるようにする。なお、カードは、プラスティック製で、表面又は裏面に組織名及び符号等が表示され、ＥＴＣ車載器に挿入することで高速道路等を通行する際に通行料金を自動で精算できるものとする。

４　乙は、各事業者から請求のあった料金について遅滞なく支払を行う。

５　乙は、４で支払を行った相当額について、毎月の一定の日を締日としてカードごとに合算を行った上で、毎月１回、各機関に対して直接請求を行う。また、請求書には、請求総額の他に、利用内訳が容易に分かるよう利用明細を表示する。

会計年度独立の原則を踏まえ、利用内容の取りまとめが月を跨ぐとしても、３月利用分と４月利用分についてはそれぞれで請求書を発行すること。請求に付帯する利用明細は、３月利用分と４月利用分を分けて発行する必要はなく、利用日や利用料金等の利用状況が区別できれば可とする。

請求日から支払までの期限は１５日以上空け、支払期限は一定の日とする。なお、３月の利用分に係る請求の支払期限は、土日祝日等を問わず５月末日までとする。

６　甲は、乙の指定する口座に対して、口座振込の方法により支払を行う。

７　乙は、甲による給油用クレジットカード及びＥＴＣカードの利用で、ポイント等のキャッシュバックを発生させないものとする。

８　乙は、甲の指示により給油用クレジットカード及びＥＴＣカードを追加で発行し、甲の指示する機関に配布するものとする。

９　乙は、甲に発行した給油用クレジットカード及びＥＴＣカードの不正使用等が疑われるものについては、速やかに甲に報告する。